

## 佐賀県地域医療対策協議会臨床研修ワーキンググループ設置要綱

令和2年9月30日佐賀県地域医療対策協議会決定

## (設置)

第1条 佐賀県地域医療対策協議会運営要項第5条第5項の規定に基づき、医師の臨床研修に関する事項の調査検討するため、佐賀県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）に佐賀県地域医療対策協議会臨床研修ワーキンググループ（以下「臨床研修WG」という。）を設置する。

## (調査検討事項)

第2条 臨床研修WGにおいて調査検討する事項は以下の事項とする。

- (1) 地域における臨床研修の質の向上に関する事
- (2) 地域における研修医の確保に関する事
- (3) 地域における研修医の募集定員の設定に関する事
- (4) 地域における指導医の確保、養成に関する事
- (5) 地域における臨床研修病院群の形成に関する事
- (6) その他必要な事項に関する事

## (組織)

第3条 臨床研修WGは、座長、委員、臨時委員をもって構成する。

- 2 座長を一人置き、協議会委員のうちから、協議会会長が任命する。
- 3 座長は、臨床研修WGを総括する。
- 4 委員は、座長が任命する。

## (運営)

第4条 臨床研修WGは、座長が招集する。

- 2 座長は、特別の事項を調査検討するため、その都度、当該特別の事項に関し専門知識を有する者を臨時委員として出席させ、説明を求め、または、意見を述べさせることができる。
- 3 座長は、必要に応じて、委員が所属する医療機関の職員を随行者として出席させ、説明を求めることができる。
- 4 臨床研修WGは原則公開とし、医師や患者の情報、医療機関の経営に関する情報等を扱う場合には、非公開とする。
- 5 座長は、臨床研修WGの調査検討の結果について、協議会に報告するものとする。

## (事務局)

第5条 臨床研修WGの庶務は、健康福祉部医務課において処理する。

## (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、臨床研修WGの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年9月30日から施行する。